

参考資料3 「みんなのトイレ」の推奨マークについて

掲載日：2011年3月1日

「みんなのトイレ」の推奨マークについて

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例・施行規則では、「みんなのトイレ」の「出入口には、誰もが利用できる旨をわかりやすい方法で表示すること」が定められています。県では、そのための表示方法の一つとして、「みんなのトイレ」の「推奨マーク」を作成し、事業者や施設管理者の方にお配りして表示していただき、その普及に努めることといたしました。

推奨マーク



【主な整備内容】

- ・ 出入口の有効幅員80センチメートル以上
- ・ 200センチメートル以上×200センチメートル以上の広さ
- ・ 腰掛便座を配置
- ・ 手すりの設置
- ・ 水洗装置のレバー等は障害者等が使いやすい形状
- ・ 洗面器・鏡の設置
- ・ 簡単に操作できる水栓
- ・ フックや手荷物を置ける棚の設置
- ・ パウチ等の洗浄装置（温水の出るものが望ましい）が必ず必要です。
- ・ 汚物流し
- ・ 全身が写る鏡 等

（乳幼児対応）

- ・ ベビーベッド又は介護用ベッド、ベビーチェア

デザインについて

- 神奈川県の鳥「かもめ」をデザインし、県条例に基づくトイレであることを表現しています。
- 男・女のマークにより男性・女性の双方が利用できることを表現しています。
- 「車いすマーク（国際シンボルマーク）」により、身体障害者用設備を備えていることを表現しています。



●このマークにより、オストメイト用設備を備えていることを表現しています。



●このマークにより、乳幼児用設備を備えていることを表現しています。

●英文字（「TOILET FOR EVERYONE」）により、外国人にも趣旨がわかるように配慮しています。

[このページの先頭へもどる](#)

このページに関するお問い合わせ先

[保健福祉局 福祉部 地域福祉課](#)

[保健福祉局 福祉部 地域福祉課](#)へのお問い合わせフォーム

調整グループ

電話 045-210-4804

神奈川県

このページの所管所属は [保健福祉局 福祉部 地域福祉課](#) です。

関連リンク

| | |
|--|---|
| 第3回バリアフリー条例整備基準見直し検討会議（開催予定） | 懇話会・協議会等の概要（みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議） |
|  県民ニーズ調査 | 平塚保健福祉事務所 バリアフリー圏域普及・啓発事業 |
|  茅ヶ崎保健福祉事務所ホームページ |  平塚保健福祉事務所 |